

大規模小売店舗立地法による名古屋市の意見のあらまし 14-33 について

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ中川清川店
名古屋市中川区清川町二丁目 1 番 1 外 1 筆

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

マックスバリュ中部株式会社
代表取締役 中西 進

3 市の意見の概要

(1)大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

(7)駐車場の位置及び構造等

この小売店舗の西側には市道運河東線があり、来店車両の大半はこの道路を来店経路として、店舗西側あるいは南側に設置する出入口を利用させる計画とされている。また、後背地が主に住宅となっている南東側には出入口 No.3 を設置し、店舗周辺の住宅地からの来店車両の出入りを処理する計画とされている。

このような計画に対し、この小売店舗の届出書類の縦覧期間中には、「生活道路へ進入する来店車両による渋滞や交通安全への懸念」、「深夜の来店車両の出入りによる安眠妨害への不安」などを内容とする意見書が本市に提出されている。

来店車両の駐車場への経路設定については、住宅地の生活道路等静穏が要求されるような道路や狭い道路などを極力回避することが必要であり、また、駐車場の出入口の位置についても、閑静な住宅地に面して極力設けないなど、近隣居住者への騒音についても十分な配慮を行うことが必要である。

そのため、この小売店舗の東側が住宅地であることを踏まえ、出入口 No.3 の設置により、店舗周辺の住民に対する生活環境への著しい影響を発生させないための対策を明らかにされたい。

(1)経路の設定等

届出書類には、この小売店舗の東側に、幅員約 7 メートルの生活道路を挟んで、同一設置者により同時期に新設を予定されている商業施設のある敷地(店舗面積 1,000 平方メートル以下の物販店、飲食店、サービス施設等で構成。以下「B 敷地」という。)が明示されている。また、この小売店舗及び B 敷地に

はそれぞれ駐車場が計画され、来店車両を駐車場へ誘導する経路についても設定されている。

しかし、それぞれの駐車場へ適切に誘導・案内する対策が不明確であるため、この小売店舗へ向かう来店車両が B 敷地へ向かう来店車両の影響を受け、設定された来店経路を通過することなく駐車場に向かうことが十分想定される。

特に、この小売店舗の南東側に設置する出入口 No.3 の向かい側には、B 敷地の駐車場出入口があることから、来店車両の誘導・案内を適切に行わないと、それぞれの出入口において入出庫の混乱が発生することは明らかである。

そのため、この小売店舗へ向かう来店車両に対して、設定された来店経路を通過させ、適切に駐車場へ誘導・案内する具体的な対策を明らかにされたい。

特に、オープン時の対策は来店客に経路を理解してもらうために重要であることから、これについても設置者自らが検討し、明らかにされたい。

4 市の意見の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5 階）

中川区役所情報・相談コーナー及び熱田区役所情報・相談コーナー

5 市の意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

平成 15 年 9 月 16 日から平成 15 年 10 月 16 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで